

しみずダイレクトバンキングサービス利用規定

1. しみずダイレクトバンキングサービス（基本事項）

（1）定義

しみずダイレクトバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、当行所定の申し込み手続きを完了し、当行が「本サービス」の利用を承認したお客さまご本人（以下「お客さま」といいます）がパーソナルコンピュータやスマートフォン等の通信端末機（以下「端末機」といいます）を通じて、インターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

（2）サービス利用の取扱日と取扱時間

- ①「本サービス」の取扱日・取扱時間は当行所定取扱日・取扱時間内とします。なお、取扱日・取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。
- ②提供サービスごとの取扱時間については、当行ホームページに掲載するものとします。またシステムメンテナンス等の必要がある場合には、当行ホームページ等で事前にお客さまに予告することにより、本サービスの提供を一時停止または中止することがあります。
- ③前項に定める場合のほか、当行システムや関連システムまたは通信回線等に予期せぬ障害等が発生した場合には、当行はお客さまに予告することなく、本サービスの提供を一時停止または中止することがあります。

（3）利用資格

- ①「本サービス」が利用できるお客さまは、日本国内に居住する満 18 歳以上の個人の方で、補助・保佐・後見開始の審判を受けていない方、任意後見監督人の選任がされていない方且つ、当行にお客さまご本人名義の普通預金取引があり、当行が申込みを承諾した方とさせていただきます。
- ②また、本サービスは申込者が本規定 1.（8）⑤各号のいずれにも該当しない場合に、申し込むことができます。
- ③本サービスの契約はお一人様一契約とさせていただきます。

（4）申込方法

- ①「本サービス」の利用の申込みは、当行のホームページより、「端末機」を用いて「本サービス」で利用する口座、その他必要事項を届出ることによる利用登録を行ってください。希望されるお取引内容によっては別途お手続きが必要な場合があります。
- ②「本サービス」の利用の申込みに際しては、お客さまご自身名義の普通預金口座の店番・口座番号、当該普通預金口座のキャッシュカードの暗証番号、銀行届出の電話番号、カナ氏名、生年月日等を登録していただき、登録情報による認証にてお客さまの本人確認手続きを行います。
- ③なお、利用申込みに際し、当行に伝達されたお客さまの情報と当行が保有しているお客さまの情報が一致することを当行所定の方法により確認した場合、本サービスの利用申込みはお客さま本人によるものであるとみなし、当該利用申込みがお客さま本人によるものではなかった場合でも、それによって生じた損害について当行は責任を負いません。

（5）利用口座の届出

- ①「本サービス」で登録できる口座は、お客さまご本人名義の当行本支店の口座に限ります。ただし事業で使用する口座は登録できません。
- ②「本サービス」で利用する口座を「利用口座」といい、「利用口座」として登録可能な預金の種類は当行所定の預金種類とし、登録可能な口座数は、20 口座までとします。
- ③利用口座のうち、お客さまご本人名義の普通預金（総合口座を含む）を「代表口座」として登録してください。

（6）取扱手数料

- ①「本サービス」の利用にあたっての基本手数料および各種手数料は当行所定の金額とし、基本手数料等は、当行ホームページに掲載いたします。
- ②「本サービス」の利用にあたっての基本手数料等のお支払について、当行は各種預金規定に関わら

ず通帳および払戻請求書の提出を受けることなくお客様ご本人名義の当行所定の口座から引き落とします。

- ③当行の基本手数料等はお客さまに事前に通知することなく変更場合があります。今後、「本サービス」に係わる基本手数料等を新設・変更する際は、その都度、当行ホームページ、店頭またはダイレクトメール等、当行の定める方法によりお客さまへ告知します。

(7) 届出事項の変更等

- ①「利用口座」のお届出印、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、当行所定の方法（本規定および各種預金規定ならびにその他の取引規定で定める方法を含みます）に従い直ちに当行に届出をしてください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。
- ②前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類などが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきとみなされる時点に到達したものとします。
- ③当行が「本サービス」内での変更申込について、お客さまが入力された認証項目等によって認証し相違ないと認めて取り扱った場合は、それらの入力項目につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

④「利用口座」の変更

- ア. お客さまの都合で「代表口座」を変更する場合、「本サービス」を解約のうえ、変更後の「代表口座」で新たに「本サービス」の申込みを行うものとします。
- イ. 「代表口座」以外の利用口座を変更する場合、当該口座を削除のうえ、登録したい口座で新たに登録するものとします。利用口座を削除する際、その時点で予めご依頼いただいている取引のうち当該口座を支払指定口座とする未処理のものについては、原則として全ての依頼を取消します。
- ウ. 「利用口座」が店舗の統廃合等、当行の都合により取引店変更された場合、原則として本契約の内容は当行の指定する新しい取引店に引き継がれることとします。ただし、お客さまに連絡の上、別途変更の手続きをしていただく場合もあります。

(8) 解約等

- ①「本サービス」は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。お客さまが、「本サービス」を解約する場合は、「本サービス」より当行所定の手続きを行ってください。なお、「本サービス」の解約は当行の解約手続きが完了したときに有効となります。解約手続きが完了するまでの間に、解約が行われなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。また、当行の解約手続きが完了した時点で予めご依頼いただいている取引の内、未処理のものについては、原則としてすべての取引を取消します。
- ②前項の規定にかかわらず、事務処理等の都合から当行が必要と認める事由がある場合については、当行は当該事由の終了後に解約手続きを行うものとします。
- ③「代表口座」を解約、またはお客さまの都合で「代表口座」を変更する場合は、「本サービス」は解約の扱いとさせていただきますので、直ちに「本サービス」より、当行所定の手続にて解約手続きを行ってください。
- ④前記①の規定にかかわらず、お客さまに以下の各号の事由が一でも生じたときは、当行はお客さまに連絡することなく、いつでも「本サービス」を解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- ア. 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
- イ. 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ウ. 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
- エ. 当行に支払うべき所定の取扱手数料等の未払いが生じたとき。
- オ. 1年以上にわたり「本サービス」の利用がないとき。

- カ. お客様の相続が開始されたとき。
- キ. 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合または任意後見監督人が選任されたとき。
- ク. お客様が本邦の居住者でなくなったとき。
- ケ. 「本サービス」の案内等が不着あるいは受取拒否等で返却されたとき。
- コ. お客様が本規定その他の当行が定めた各規定に違反して不正に「本サービス」を利用する等、当行が「本サービス」を緊急に中止することを必要とする相当の事由が発生したとき。

⑤前記①の規定にかかわらず、お客様が次の各号の一にでも該当し、「本サービス」を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、お客様に通知することにより解約することができます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合には、その損害額をお支払いいただきます。当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着したときまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

ア. お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

イ. お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(9) 海外から利用する場合

- ①お客様が海外から「本サービス」を利用する場合には、その国の法令、制度、通信事情、その他の事由等により「本サービス」の全部または一部がご利用いただけない場合があります。
- ②当行は、海外からの本サービスのご利用によって生じた損害について当行は責任を負いません。

(10) サービスの追加

- ①「本サービス」に今後追加されるサービスについて、お客様は新たな申込みなしに利用できるものとします。
- ②「本サービス」追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。「本サービス」の追加に伴い、「本サービス」を一時休止する場合があります。

(11) サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、「本サービス」を休止することができます。「本サービス」の休止については、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信またはその他当行所定の方法により通知します。

(12) サービスの廃止

- ①「本サービス」で実施しているサービスについて、当行はお客様に事前に通知することなく廃止する場合があります。
- ②「本サービス」の廃止時には、本規定を変更する場合があります。「本サービス」を廃止する場合

は、当行のホームページへの掲示、電子メールの送信またはその他当行所定の方法により通知します。

(13) 規定の準用

- ① 本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、総合口座取引規定等関係する各規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、「本サービス」に関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
- ② 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

(14) 規定の変更

- ① 本規定の内容および利用方法等は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ② 前記①の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(15) 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(16) 譲渡、質入れ等の禁止

「本サービス」にかかる契約に基づくお客さまの権利および預金等は、譲渡、質入れ、ならびに第三者へ貸与等はできません。

(17) 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。「本サービス」に関する訴訟については、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

2. インターネットバンキングサービスに関する事項

(1) 使用できる「端末機」等

- ① 「本サービス」の利用に際して使用できる「端末機」は、当行所定の「端末機」に限ります。
- ② 「本サービス」のご利用に必要な「端末機」の準備については、お客さまの負担とします。

(2) 通知手段

- ① お客さまは、当行からの通知・確認・ご案内の手段として電子メールが利用されることに同意するものとします。なお、お客さまご利用の電子メールアドレスを変更する場合は、「本サービス」の電子メールアドレスも変更して下さい。
- ② 本サービスのご利用に必要な通信機器の利用に係るインターネット接続料等各種諸費用についてはお客様の負担とします。

(3) 取引限度額

- ① 1日あたりの取引金額の合計は、定期預金を除き、お客さまが当行へ届出した取引限度額の範囲内とし、その取引限度額は当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく1日あたりの当行所定の取引限度額を変更することがあります。
- ② 当行所定の取引限度額もしくはお客さまの指定した取引限度額が変更になった場合、その時点で予めご依頼いただいている取引のうち未処理のものについては、変更後の取引限度額にかかわらず実行するものとします。

(4) 本人確認

- ① 「本サービス」における初回の利用登録後のログインに際しては、「ログインID」もしくは「代表口座の店番・口座番号」と「ログインパスワード」が当行に登録された情報との一致を確認することにより、お客さまご本人であることの確認（以下「本人確認」といいます）を行います。利用に際しての「本人確認」方法は当行所定の方法とし、当行が必要とする場合、変更することができるとします。
- ② 「ログインID」、「ログインパスワード」は重要な情報です。お客さまが「ログインID」、「ログ

インパスワード」を指定する際は、当行所定の文字数を指定してください。また、「ログインID」、「ログインパスワード」の指定にあたっては、他人に知られ易い又は推測され易い番号等の使用を避けてください。

- ③お客さまお取引の安全性を確保するため、本サービスの利用に必要な「ログインID」、「ログインパスワード」はお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、定期的に変更して、第三者に知られないようにしてください。当行行員であっても、「ログインID」、「ログインパスワード」をお尋ねすることはありません。また、不特定多数の方が利用するパーソナルコンピュータ等を通じた「本サービス」の利用は「ログインID」、「ログインパスワード」を盗用されないためにも避けてください。なお、「ログインID」、「ログインパスワード」の変更は、本サービスを利用した当行所定の方法で随時行うことができます。
- ④当行所定の方法により「本人確認」をしたうえで行った各種手続は、お客さま本人によるものとみなします。当該申込みがお客さま本人によるものでなかった場合でも、それによって生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑤「本サービス」の利用について、届出られた「パスワード」と異なる入力が続いて行われ、当行の任意に定める回数に達した場合、その「パスワード」は無効となります。この場合でも、すでに依頼済みで当行が処理をしていない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。「パスワード」を再設定する場合は、当行所定の手続きを行ってください。

(5) 「ログインID」、「パスワード」に関する失念・盗難等

- ①お客さまの「ログインID」、「ログインパスワード」を、失念あるいは第三者に知られた場合、またはその可能性がある場合や「端末機」の盗難、遺失などにより、「ログインID」、「ログインパスワード」を第三者に知られるおそれがある場合は、直ちに「本サービス」の「緊急利用停止」の手続きを行うとともに、当行への届出を行ってください。当行はこの届出等により「本サービス」の利用を停止し、すでに依頼済みで当行が処理をしていない振込・振替等の取引を取消します。
- ②前項の手続きが完了する前に、第三者による不正取引で生じた損害については、当行は責任を負いません。「本サービス」の利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。

(6) 「本サービス」の依頼

- ①「本サービス」の依頼は、利用開始登録が終了した後、取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に送信することで取引を依頼するものとします。
- ②当行が「本サービス」による依頼を受付けた場合、お客さまに依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、「端末機」の操作により確認した旨を当行に送信してください。当行が送信された内容を受信・確認した時点で取引依頼が確定したものとし、当行所定の方法で各取引の手続きを行います。
- ③「本サービス」による振込・振替の資金の引き落としは、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、お客さまが指定した「利用口座」から当行所定方法により出金します。
- ④本サービスで利用するお客様の預金口座より資金の出金を伴う取引については前項の取引依頼が確定した後、当行はお客様の指定する出金口座から、各種規定にかかわらず通帳および払戻請求書等の提出を受けることなしに出金を行うものとします。
- ⑤以下の事由等により、取引の処理ができなかった場合には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱い、「本サービス」の画面および電子メールでその旨を通知します。なお、以下の事由等により取引が行われなかったために生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - ア. お客さまの指定する出金口座が解約されているとき。
 - イ. 振替を伴う取引において、お客さまの指定する入金口座が解約されているとき。
 - ウ. 振替金額、振込金額と振込手数料の合計金額及び当座貸越・カードローンの利用枠が、お客さまが指定する出金口座の利用可能金額を超えているとき。
 - エ. 差押等やむを得ない事情があり、当行がお客さまの指定する出金口座からの出金を不適当と認めたとき。
- ⑥なお、依頼内容を変更、取り消しする場合は、当行所定の手続きに従い、当該依頼を変更するまたは取消しする手続きを行ってください。当行はお客さまからの変更するまたは取消する手続

きが、当行所定の時間内に到達し、かつ、当行所定の「ログインID」もしくは「代表口座の店番・口座番号」と「ログインパスワード」の入力が必要となる取引において、入力した「ログインID」もしくは「代表口座の店番・口座番号」と「ログインパスワード」が正しいものと当行が判断した場合は、当行はお客様からの取引依頼内容が確定してものとして取り扱い、変更するまたは取消する手続きが、当行所定の時間内に当行に到達しなかった場合は、お客さまから変更する又は取消する依頼はなかったものとして取り扱います。

- ⑦お客さまの依頼内容・取引内容はすべて当行において記録され、相当期間保存されます。また、依頼内容・取引内容については、当行の記録内容を正当なものとして取り扱います。
- ⑧当行はお客さまからの取引依頼内容の確定後に処理を行い、その結果を端末機等宛てに通知しますので、内容を確認してください。結果通知の内容について不明な点がある場合、または結果通知を受信できなかった場合は当行まで照会してください。

(7) 免責事項

- ①当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策（当行所定のセキュリティ手段を含みます）を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合は、当行は責任を負いません。
 - ア. 「端末機」・通信回線およびコンピュータ等の障害により、「本サービス」の取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
 - イ. 通信経路において盗聴などがなされたことによりお客さまの「ログインID」、「ログインパスワード」や取引情報等が漏洩したために生じた損害
 - ウ. 当行以外の金融機関その他第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害
- ②振込等の取引受付終了メッセージを受信する前に、回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合は、お客さまの責任において障害回復後に取扱店等へ取引受付の有無等をご確認ください。
- ③システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当行は責任を負いません。
- ④「本サービス」でのサービス提供にあたり、当行が当行所定の「本人確認」手段にて送信者をお客さまとみなして取り扱いを行った場合は、当行は「端末機」や「ログインID」、「ログインパスワード」等の盗難、遺失、盗用または不正利用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤お客さまは、「本サービス」の利用にあたりお客さま自身が所有管理する「端末機」を利用し、正常に移動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行はこの規定により「端末機」が正常に移動することを保証するものではありません。「端末機」が正常に移動しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

(8) 振込・振替取引

- ①「振込」とは、「本サービス」の利用口座から、当行に開設されている他のお客さま名義の口座宛てまたは全国銀行データ通信システム（全銀システム）に加盟の他の金融機関の国内本支店の口座への資金移動取引をいい、当行はお客さまの依頼に基づき、お客さまの指定する利用口座からお客さまの指定する金額を出金し、お客さまの指定する預金口座に振込します。
- ②「振替」とは、「本サービス」の利用口座からお客さまご自身の利用口座への資金移動取引をいい、当行は、お客さまの依頼に基づき、お客さまの指定する利用口座からお客さまの指定する金額を出金し、お客さまの指定する利用口座に入金します。
- ③お客さまは「端末機」により振込・振替の処理日を指定してください。この場合、お客さまは依頼を行う日以降（依頼日当日を含みます）で当行所定の範囲内の日を指定することができます。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。
- ④取引内容の確認

ア. 取引内容については、振込・振替日（予約申し込みを行った場合は、振込・振替の予約指定日）に必ず、通帳の記帳または「本サービス」の残高照会・入出金明細照会等により、該当する振込・振替資金が出金されていることを確認してください。

イ. 上記記帳・照会により取引内容が相違する場合は、直ちに取扱店に連絡してください。

ウ. 当行が取引の実行依頼を受信する前に回線等の障害により取り扱いが中断されたと判断される場合、障害回復後に取扱内容を取扱店へ照会してください。

エ. お客さまと当行の間で取引内容に疑義が生じた場合には、当行が保有する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

⑤振込指定口座へ入金できない場合

振込手続きにおいて、振込先口座該当なし等の事由により振込不能となり、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、お客さまに通知することなく当該振込資金を「利用口座」に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

⑥依頼内容の訂正・組戻

ア. 振込・振替の依頼内容が確定した後は依頼内容を訂正することはできません。

イ. 振込・振替予約の場合には、予約指定日の前日までに限り、「端末機」から当行の指定する方法により依頼を取り消すことができます。ただし、「本サービス」休止中はこの限りではありません。

ウ. 振込依頼が確定後の振込依頼について、当行がやむを得ないものとして認めた場合は、取消（組戻）を受付しますが、組戻手数料をいただきます。取消（組戻）は、取扱店にて当行所定の手続きにより取り扱います。返却された資金は出金口座に入金しますが、振込手数料は返却しません。また、振込先銀行等の事由によっては取消（組戻）ができない場合がありますが、取消（組戻）ができなかったときも組戻手数料は返却しません。

(9) 口座情報の提供

①当行はお客さまからの依頼に基づき、「利用口座」として登録されている口座について、各種の照会（残高照会、入出金明細照会など）サービスを行います。

②照会サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更することがあります。照会サービスにおいて当行が送信（回答）する内容は、照会時点の最新の取引内容が反映されない場合があります。

(10) 税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」

①税金・各種料金の払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」とは、当行所定の収納機関に対する各種料金を払い込むことのできるサービスをいいます。

②当行は、お客さまに対し、税金・各種料金の払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」にかかる領収書を発行いたしません。

③お客さまが、収納機関が指定する項目等について、当行所定の回数以上、誤って入力された場合は、税金・各種料金の払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」の利用を停止する場合があります。利用再開には、必要に応じて当行所定の手続きを行ってください。

④税金・各種料金の払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」の利用時間は、当行所定の利用時間内とします。払込依頼に対して当行が収納機関に内容を確認する等の際に当行所定の処理時間内での手続きが完了しない場合や、収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の利用時間内であってもお取り扱いができない場合があります。

⑤収納機関の請求情報・納付状況の内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

⑥収納機関からの、請求情報・納付情報や、お客さまからの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合には、税金・各種料金の払込サービス「Pay-easy（ペイジー）」をご利用いただけません。

⑦収納機関からの連絡により、一度受付けた払込について、取消となることがあります。

(11) 公共料金自動引落登録

①公共料金自動引落登録とは、お客さまの端末機より「利用口座」のうちお客さまの指定した口座から公共料金の自動引落（預金口座振替）の申込みを行うことをいい、当行所定の収納機関及び収納

企業のみ登録可能です。

- ②お客さまが、公共料金自動引落登録の申込みを行う場合は、登録依頼内容を端末機の画面で確認し、当行へ送信するものとします。
- ③当行は受信した登録依頼内容に基づき、収納機関及び収納企業に対する届出をお客さまに代わって行います。
- ④公共料金自動引落登録における引落しの開始時期は、収納機関及び収納企業の任意の時期となります。開始時期については、各収納機関及び収納企業にお問合わせください。
- ⑤受信した登録依頼内容が当行所定の条件を満たしていない場合は、当行所定の方法により、その旨を通知し、届出はなかったものとして取扱います。
- ⑥当行へ各収納企業から請求書が送付された場合は、お客さまに通知することなく請求書記載金額をお客さまの指定した口座から引き落としのうえ支払うものとします。なお、普通預金規定（総合口座預金規定を含みます）にかかわらず、通帳、カード、払戻請求書等の提出なしに、お客さまの指定した口座から引き落とします。
- ⑦この自動引落（預金口座振替）を解約するときは、お客さまから書面にて届出ることとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がこない等相当の事由があるときは、特に申し出がされない限り、当行はこの自動引落（預金口座振替）が終了したものとして取扱います。
- ⑧この自動引落（預金口座振替）について、仮に紛議が生じても当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

(12) 住所変更受付

- ①住所変更受付とは、お客さまの依頼に基づき、届出住所、電話番号を変更することができるサービスをいいます。
- ②なお、融資（各種ローンを含む）、当座預金、マル優、マル特、財形預金、投資信託、貸金庫、でんさい（電子記録債権）等の取引を利用している場合は、「本サービス」による変更の受付はできませんので、当行所定の方法により手続きを行っていただきます。また住所変更受付から処理完了まで、当行所定の日数がかかります。

(13) 定期預金取引

①利用口座の届出

ア。「本サービス」内の定期預金メニュー画面にて、店頭で作成した定期預金口座を「本サービス」の利用口座として登録することで、定期預金の預け入れや解約等の取引を利用することができます。

イ. 利用口座として登録できる定期預金は通帳式（総合口座通帳・定期預金通帳）のみとします。

ウ。「本サービス」で利用する定期預金の利息振替口座が設定されていない場合は、「代表口座」を利息振替口座として設定されます。

②定期預金の預入

ア。「本サービス」で定期預金預入取引を行った日（AM00:00～PM23:59）の翌営業日に、お客さまが指定した利用口座より出金した資金にて定期預金を作成します。

イ. 定期預金は、資金の出金日を預入日とし、定期預金預入取引時に指定された期間に応じた応当日を満期日とする自動継続式のスーパー定期（期間が1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年の場合は自動継続自由金利型定期預金（M型）〔単利〕、期間が3年、4年、5年の場合は自動継続自由金利型定期預金（M型）〔複利〕）として預け入れします。

③解約予約

ア. 定期預金の満期日の3営業日前までに、「本サービス」で満期解約予約取引を行うことにより、満期日に解約した資金が、登録されている利息振替口座または「代表口座」に入金されます。

イ. 大口定期預金の場合は、満期解約予約はできません。

④解約

ア。「本サービス」で解約取引を行った日（AM00:00～PM23:59）の翌営業日に定期預金契約を解約し、登録されている利息振替口座または「代表口座」に入金します。

イ. 子定期のみの解約はできません。

ウ. 大口定期預金の解約はできません。

⑤定期預金通帳への記帳

「本サービス」で行った取引は、店頭及び ATM（現金自動預金支払機）で定期預金通帳へ記帳することができます。

⑥定期預金の移管

「本サービス」で利用している定期預金口座はお取扱店以外の店舗へ移管することはできません。

(14) カードローン取引

①カードローン取引の内容

ア. カードローン取引とは、お客さまからの依頼に基づき、お客さまがあらかじめ指定したカードローン口座の借入・返済、残高照会、入出金明細照会ができるものです。

イ. 当行所定のカードローン口座を「利用口座」として届出ることにより利用できます。

ウ. 取扱日、取扱時間は当行所定のものとします。

②カードローンの借入・返済

ア. 借入は、お客さまが指定したカードローン口座から、指定した金額を出金し、指定された「利用口座」へ入金します。

イ. 返済は、お客さまが指定した「利用口座」から、指定した金額を出金し、指定したカードローン口座へ入金することで、当該カードローンの返済を行います。

3. セキュリティの強化対応について

(1) ワンタイムパスワードの内容

ワンタイムパスワードとは、パスワード生成ソフトであるソフトウェアトークン（以下「トークン」といいます）により生成・表示され、1分毎に変化する可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）をいいます。「本サービス」では、お客さまに安全に利用いただくために、ワンタイムパスワードによりお客さまご本人であることの確認を行います。

①ワンタイムパスワードのご利用対象者

ワンタイムパスワードの利用者は、「本サービス」のインターネットバンキング契約者で、当行所定の方法で「ワンタイムパスワード」の利用手続きを済ませた方とします。

②利用方法

ア. トークン発行（ソフトウェアトークン）

当行はインターネットバンキングでお客さまの「トークン」発行依頼を受け「トークン」の発行手続きをいたします。お客さまはスマートフォンに「清水銀行アプリ」をダウンロードし、「ワンタイムパスワード」メニューより「トークン」の発行および利用登録開始操作を実施してください。別のトークンをご利用中のお客さまが清水銀行アプリ上でソフトウェアトークンを取得した場合、過去に取得されているトークンは自動的に無効となります。お客さまがトークンの発行を当行所定の回数、連続して実施した場合は、当行はトークンの発行の取扱いを停止します。お客さまが利用の再開を希望される場合には、当行所定の方法により届出て下さい。

イ. ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

「ワンタイムパスワード」利用開始後は、インターネットバンキングの当行所定の取引について、本規定の2.（4）「本人確認」に加えて、「ワンタイムパスワード」を当行の指定する方法により正確に送信して下さい。当行は前記の内容を受信し、当行が認識した「ワンタイムパスワード」と当行が保有する「ワンタイムパスワード」との一致を確認します。

ウ. ワンタイムパスワードの管理

「ワンタイムパスワード」は厳重に管理し、他人に知られたり、「トークン」として利用しているスマートフォンを紛失・盗難等に遭わないよう十分注意して下さい。「トークン」として利用しているスマートフォンの紛失・盗難等に遭った場合は、速やかにお客さまから当行に届出をしてください。当行への届出前に生じた損害について、当行は責任負いません。

お客さまが「トークン」として利用しているスマートフォンを紛失等された場合は、お客さまが当行に対し当行所定の方法で「ワンタイムパスワードの解除」を依頼することができます。

お客さまが「ワンタイムパスワード」を当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行

は「本サービス」の取扱いを停止します。お客さまが利用の再開を希望される場合には、当行所定の方法により届出て下さい。

エ. トークンの有効期限

「トークン」の有効期限は当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、ワンタイムパスワードアプリで通知しますので、有効期限更新を行って下さい。

オ. ワンタイムパスワードの解約等

「ワンタイムパスワード」は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。この場合、本解約の効力は、「ワンタイムパスワード」利用に限り生じるものとします。なお、お客さまからの解約の場合は、各種手続きの画面より「ワンタイムパスワード」利用解除の手続きをとるものとします。

当行の都合により「ワンタイムパスワード」を解約する場合は、お客さまのメールアドレスに対して電子メールにて解約の通知を行います。その場合に、その通知が通信障害等の事由によりお客さまに到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。この場合、本解約の効力は、「ワンタイムパスワード」利用に限り生じるものとします。

「本サービス」が解約された場合は、「ワンタイムパスワード」は解約されたものとみなします。

当行が「ワンタイムパスワード」の利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、事前に通知することなく、「ワンタイムパスワード」の利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は「ワンタイムパスワード」の利用停止を解除できます。

(2) リスクベース認証（追加認証登録）の内容

リスクベース認証とは、お客さまがアクセスされるパーソナルコンピュータ環境やネットワーク環境などを分析し、普段と環境が異なると判断された場合に、通常の「ログインパスワード」に加え「合言葉」による追加確認に必要な質問および回答をいいます。

① リスクベース認証のご利用対象者

リスクベース認証の利用者は、「本サービス」のお客さま全てとします。

② リスクベース認証の管理

リスクベース認証は厳重に管理し、他人に知られないよう十分注意して下さい。お客さまがリスクベース認証を当行所定の回数、連続して誤入力された場合は、当行は「本サービス」の取扱いを停止します。お客さまが利用の再開を希望される場合には、当行所定の手続きを行ってください。

(3) メールサービスの内容

複数の「端末機」からお取引確認のメールが受け取れるように、メールアドレスを3つ登録することが出来ます。1つ目のアドレス登録は必須ですが、2つ目以降のアドレス登録は任意です。ただし、フリーメールアドレスの登録は避けて下さい。

以 上

2025 年 10 月 6 日開示